

茨木市こども読書活動推進計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1 子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年法律第154号）第9条第2項の規定に基づき、茨木市こども読書活動推進計画（第2において「推進計画」という。）を策定するに当たり、茨木市こども読書活動推進計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 推進計画の策定に関すること。
- (2) 推進計画の実施に向けた総合的な調整に関すること。
- (3) その他推進計画の策定について必要な事項

(組織)

第3 委員会は、別表に掲げる職にある者をもって組織する。

(委員長等)

第4 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は教育委員会教育総務部長の職にある者を、副委員長は同学校教育部長の職にある者をもって充てる。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第6 委員会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

(委任)

第7 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成26年5月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和6年7月1日から実施する。

別表

こども育成部長 教育委員会教育総務部長 同学校教育部長 文化振興課長 人権・男女共生課長 こども政策課長 子育て支援課長 発達支援課長 保育 幼稚園総務課長 学童保育課長 教育委員会社会教育振興課長 同中央図書館 長 同学校教育推進課長 同教育センター所長
